

## 【国内募集型企画旅行：ご旅行条件】

### 1. 国内募集型企画旅行 ご旅行条件

このご旅行は、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会(以下「当協会」といいます)が企画・募集し実施する旅行です。

### 2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立

- (1) 当協会は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。
- (2) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前(日帰り旅行は11日前)までに全額をお支払いいただきます。但し、当協会が別途期日を定めた場合はこの限りではありません。
- (3) 15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方が単独でご参加される場合は、保護者の同意書の提出が必要となりますので、お申し出ください。
- (4) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾したときに成立します。
- (5) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

### 3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した、運送、宿泊、食事、入場観光等にかかる費用および消費税など諸税。

※ 上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

※ 幼児への食事・寝具・列車座席の提供はございません。

### 4. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自で」などと記載されている区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的諸費用(電話、クリーニング、飲物等)およびオプションツアーの代金。

### 5. 旅行契約内容・旅行代金の変更

当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合は契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。さらに著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合も、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

### 6. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この際、交替に要する費用をお支払いいただきます。

## 7. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除および払い戻し

(1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

(2) 取消日区分 宿泊付き旅行 日帰り旅行

国内旅行		
旅行開始日の前日から		
起算してさかのぼって	20日目-15日目	--
	14日目-11日目	10%
	10日目-8日目	20%
	7日目-2日目	30%
	旅行開始日の前日	40%
	旅行開始日当日の集合時間まで	50%
	旅行開始後の取消または無連絡不参加	100%
※ 上記%は旅行代金に対する料率です。		
※ 取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。		

(3) お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日の翌日から起算して 7 日以内に払い戻しいたします。

## 8. 旅行開始前の当社による旅行契約の解除および払い戻し

(1) お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することができます。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) お客様の人数が、最少催行人員に達しなかった場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は、旅行開始日の前日の記載からさかのぼって 13 日前(日帰り旅行は 3 日前)までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。

## 9. 旅行開始後の旅行契約の解除および払い戻し

(1) お客様による解除および払い戻し

イ お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。  
ロ お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を当該金額から差し引いたものを払い戻しいたします。

(2) 当社による解除および払い戻し

当社は以下の場合、旅行契約を解除することがあります。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に払い戻しいたします。

イ お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

ロ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。

ハ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

## 10. グループ契約

- (1) 当協会は、グループの契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当協会は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は 義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当協会は、契約責任者がグループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 11. 当協会の責任

当協会は旅行契約の履行に当たって、当協会の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して1年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。

## 12. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当協会が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。
- (2) お客様は、当協会から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 13. 禁止行為

参加者は、当協会との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の参加者、第三者もしくは当協会の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
- (2) 前号の他、他の参加者、第三者もしくは当協会に不利益又は損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
- (3) 他の参加者、第三者もしくは当協会を誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。
- (5) 当社の承諾なく、当協会との契約を通じて、または当協会との契約に関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- (6) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (7) その他、当協会が不適切と判断する行為。

#### 14. 反社会的勢力の排除

(1) 参加者は、当協会に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2) 参加者は、当協会に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為。

ホ その他、前各号に準ずる行為。

(3) 当協会は、参加者が第14項第1号、第2号の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに参加者との契約を解除することができます。なお、解除に起因しまた関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

#### 15. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当協会は、お客様からの電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート等への記入等によりご提供いただいた個人情報を個人データとして保有し、当協会および賛助会員企業において、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・土産品店等の提供するサービス手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

#### 16. 旅行の再実施について

当協会はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

#### 17. 基準日

この旅行条件は、2017年4月1日現在を基準としております